

改正 平成26年8月6日 原規技発第1408064号 原子力規制委員会決定

発電用原子炉施設の工事計画に係る手続きガイド（原規技発第13061920号）の一部を次のように改正する。

平成26年8月6日

原子力規制委員会

発電用原子炉施設の工事計画に係る手続きガイドの一部改正について

原子力規制委員会は、発電用原子炉施設の工事計画に係る手続きガイドを別添新旧対照表のように改正する。

附 則

この規程は、平成26年8月6日より施行する。

発電用原子炉施設の工事計画に係る手続きガイド 新旧対照表 (下線部は変更部分)

○発電用原子炉施設の工事計画に係る手続きガイド (制定 平成 25 年 6 月 19 日 原規技発第 13061920 号 原子力規制委員会決定)

改正案	現行
<p>発電用原子炉施設の工事計画に係る手続きガイド</p> <p>1. <u>本規定の位置づけについて</u> (略)</p> <p>2. <u>工事の計画の認可及び届出手続きの範囲</u> (略)</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 工事計画に記載すべき設備及び機器等の範囲 (略)</p> <p>1) 機器等の仕様に関する記載要求範囲 (略)</p> <p>A. ～C. (略)</p> <p>D. 材料</p> <p>機器の構造強度又は耐震強度に影響を及ぼす機器の主となる部分 (1 種類又は必要に応じて数種類) を構成するものとする。 発電用原子力設備規格 設計・建設規格 (J S M E S N C - 1 日本機械学会。以下「設計・建設規格」という。) <u>又は発電用原子力設備規格 材料規格 (J S M E S N J - 1 日本機械学会。以下「材料規格」という。)</u> に規定されていない材料であって、その化学的成分及び機械的強度が設計・建設規格 <u>又は材料規格</u> で規定する材料と同等以上である場合には、「同等材」として工事計画に記載することとし、併せて、その材料の化学</p>	<p>発電用原子炉施設の工事計画に係る手続きガイド</p> <p>1. <u>本規定の位置づけについて</u> (略)</p> <p>2. <u>工事の計画の認可及び届出手続きの範囲</u> (略)</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 工事計画に記載すべき設備及び機器等の範囲 (略)</p> <p>1) 機器等の仕様に関する記載要求範囲 (略)</p> <p>A. ～C. (略)</p> <p>D. 材料</p> <p>機器の構造強度又は耐震強度に影響を及ぼす機器の主となる部分 (1 種類又は必要に応じて数種類) を構成するものとする。 発電用原子力設備規格 設計・建設規格 (J S M E S N C - 1 日本機械学会。以下「設計・建設規格」という。) に規定されていない材料であって、その化学的成分及び機械的強度が設計・建設規格で規定する材料と同等以上である場合には、「同等材」として工事計画に記載することとし、併せて、その材料の化学的成分及び機械的強度に関する事項 (化学的成分及び機械的強度が J I S、A S T M 等の規格に基づくものであって当</p>

改正案	現行
<p>的成分及び機械的強度に関する事項（化学的成分及び機械的強度が J I S、A S T M等の規格に基づくものであって当該規格が公表されているものは、規格番号等を記載した書類であってもよい。）を工事計画に記載することとする。その際、別紙として記載することでもよいものとする。なお、主となる部分以外のもので、詳細解析に必要となるものは、添付書類等に記載することとする。</p> <p>E. ～Q. （略）</p> <p>2) （略）</p>	<p>該規格が公表されているものは、規格番号等を記載した書類であってもよい。）を工事計画に記載することとする。その際、別紙として記載することでもよいものとする。なお、主となる部分以外のもので、詳細解析に必要となるものは、添付書類等に記載することとする。</p> <p>E. ～Q. （略）</p> <p>2) （略）</p>
<p>3. 工事計画以外の認可申請書、届出書及び添付書類の記載</p> <p>(略)</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) (略)</p> <p>1) ～ 8) (略)</p> <p>9) 強度に関する説明書</p> <p>技術基準規則第 1 7 条及び第 5 5 条の規定に適合することを示す必要があり、技術基準規則で分類されているクラスに応じた強度評価の内容を説明することとする。そのうち、次の表で○印を付している機器については、以下に定めるものを除き、個々の評価結果を記載することとする。その際、管又は弁の支持構造物については、管又は弁の強度に関する計算書の中でまとめて説明をしてもよいこととする。</p>	<p>3. 工事計画以外の認可申請書、届出書及び添付書類の記載</p> <p>(略)</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) (略)</p> <p>1) ～ 8) (略)</p> <p>9) 強度に関する説明書</p> <p>技術基準規則第 1 7 条及び第 5 5 条の規定に適合することを示す必要があり、技術基準規則で分類されているクラスに応じた強度評価の内容を説明することとする。そのうち、次の表で○印を付している機器については、以下に定めるものを除き、個々の評価結果を記載することとする。その際、管又は弁の支持構造物については、管又は弁の強度に関する計算書の中でまとめて説明をしてもよいこととする。</p>

改正案	現行
<p>(注) 1～4 (略)</p> <p>5 安全弁等のフランジにあつては、J I S B 2 2 1 0「鉄鋼製管フランジの基準寸法」(材料に関する部分を除く。)若しくは設計・建設規格別表2、別表2-1、別表2-2又はJ I S B 8 2 1 0「蒸気用及びガス用ばね安全弁」の「5構造」によらない場合には強度に関する計算書を添付することとする。</p> <p>6～7 (略)</p> <p>10)～23) (略)</p>	<p>(注) 1～4 (略)</p> <p>5 安全弁等のフランジにあつては、J I S B 2 2 1 0「鉄鋼製管フランジの基準寸法」(材料に関する部分を除く。)若しくは設計・建設規格別表2又はJ I S B 8 2 1 0「蒸気用及びガス用ばね安全弁」の「5構造」によらない場合には強度に関する計算書を添付することとする。</p> <p>6～7 (略)</p> <p>10)～23) (略)</p>
<p>4. 工事の計画の変更等の手続き～5. 特定機器の型式の指定との関係 (略)</p> <p>(参考) 電気事業法における手続きとの関係 (略)</p> <p>(参考資料1) (略)</p>	<p>4. 工事の計画の変更等の手続き～5. 特定機器の型式の指定との関係 (略)</p> <p>(参考) 電気事業法における手続きとの関係 (略)</p> <p>(参考資料1) (略)</p>